

江差町の観光による持続可能なまちづくり行動指針に係る調査研究委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成30年 8月23日

江差町長 照井 誉之介



1 業務概要

(1) 業務名

江差町の観光による持続可能なまちづくり行動指針に係る調査研究業務

(2) 業務内容

別添「江差町の観光による持続可能なまちづくり行動指針に係る調査研究委託仕様書」

(3) 履行期間

契約締結日から平成31年 2月 末日

(4) 予算額（委託金額の上限）

5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

2 選定方式

公募型プロポーザル方式とする。

3 参加資格

次に掲げる資格条件を全て満たす者とする。

- (1) 複数法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単独法人とする。
- (2) 本業務と同種又は類似する業務における専門知識やノウハウを有し、相応の実績を有する者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の4の規定に該当しない者。
- (4) 参加受付日から契約締結の日まで、国、北海道及び江差町から競争入札参加資格者について指名停止等の措置を受けていない者。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続きの申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがされていない者。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びその構成員でない者。
- (7) 北海道内に本社（本店）、支社（支店）または営業所を有すること。
- (8) コンソーシアムの構成員が単独法人としても重複参加する者でないこと。
- (9) コンソーシアムにおいては、構成する各団体等が明確であり、それぞれが法人格を有していること。又、構成員間における契約等において、事故が起きた場合の責任の所在が明確になっていること。

4 審査

企画提案書等の必要書類の提出を求め、総合的な審査・評価を行い、最優秀者及び次点者を各

1 社選考する。

なお、参加表明者が多数の場合は、企画提案書等の内容を事前審査（一次審査）し、プレゼンテーション及びヒアリング（二次審査）の参加要請者を数社選考する。

5 手続き等

(1) 担当窓口

江差町追分観光課（江差町役場庁舎 1 階）

住 所：〒043-8560 北海道檜山郡江差町字中歌町 193 番地 1

電 話：0139-52-6716（追分観光課直通）

FAX：0139-52-0234（役場代表）

(2) 関係資料の交付

プロポーザルに参加するために必要な参加表明書等の関係書類は、次のとおり交付する。

① 交付場所 担当窓口

② 交付方法 担当窓口において配布又は江差町のホームページからダウンロード
(江差町ホームページURL：<http://www.hokkaido-esashi.jp>)

③ 交付期間 平成30年8月23日（木）から平成30年9月14日（金）まで
※担当窓口での交付時間：土曜日、日曜日を除く午前9時から午後5時まで

(3) 参加表明書等の提出

① 提出期間 平成30年8月23日（木）から平成30年9月14日（金）まで

② 提出場所 担当窓口

③ 提出方法 持参又は郵送

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日を除く午前9時から午後5時までとする。

※郵送の場合は、簡易書類郵便等、配達完了の確認ができる方法によるものに限る。

(4) 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出は、参加資格の条件を満たす参加表明者に平成30年9月18日（火）までに要請する。

① 提出期限 平成30年9月21日（金）

② 提出場所 担当窓口

③ 提出方法 持参又は郵送

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日を除く午前9時から午後5時までとする。

※郵送の場合は、簡易書類郵便等、配達完了の確認ができる方法によるものに限る。

6 その他の事項

(1) プロポーザルの関連情報を入手するための照会は担当窓口とする。

(2) 提出書類等の作成経費及び旅費等の必要経費は、プロポーザル参加者の負担とする。

(3) 詳細は、別添「江差町の観光による持続可能なまちづくり行動指針に係る調査研究委託公募型プロポーザル実施要領」による。